椿説弓張月

后一

へ13
3095
2

へ13
3095
2

ゆらのとのとこてれはは

昭和九年
七月二日
購求

紀念 遊仙窟ニ

葬送 父祖の業と兼ねて記ス

孝養 又郎ホヨ 作る本朝の俗差臣と 孝養ぶらふ

かく詠じ給ふ。親王のと憐をたまひく。その道世ぎ給ふ。
こゝに人が妻子ふとらせ給ふと仰ら。秋光の家隷ハこの事ぞ
仏の故ニ人ひとられど西ハ東ニ。主君ハ追ふ。
さてどが。行ふ仏ハ。ぐ。行ふ王の方ニ。雪姫の慈傷ハ
更ふ比ん。やうぐ。夢ふ。いわらぐるや。夢ふらぐ。寤よ。
いぶ。ぐ数。の紀念もぐ。浅ぐ。君が髻ふ。ば決ち千。
乱ぐ落ぐ。ぐ覚の歎ぐ。ぐも實稚ぐ。
乱ぐ色ぐ。ふ親ぐも呆ぐ。疎ぐ。誹ぐ。この愚者又祖の箕裘ハ継ん。
ばぐ。ぐ。ぐ。ぐ。ぐ。ぐ。磯江松主以下の老童。日ふ。集會ハ議。
主君の遺世隠ぐ。ぐ。ぐ。ぐ。ぐ。

秋光道世
像見とる
家ふたりの
玉の方
薄雪姫
愁歎

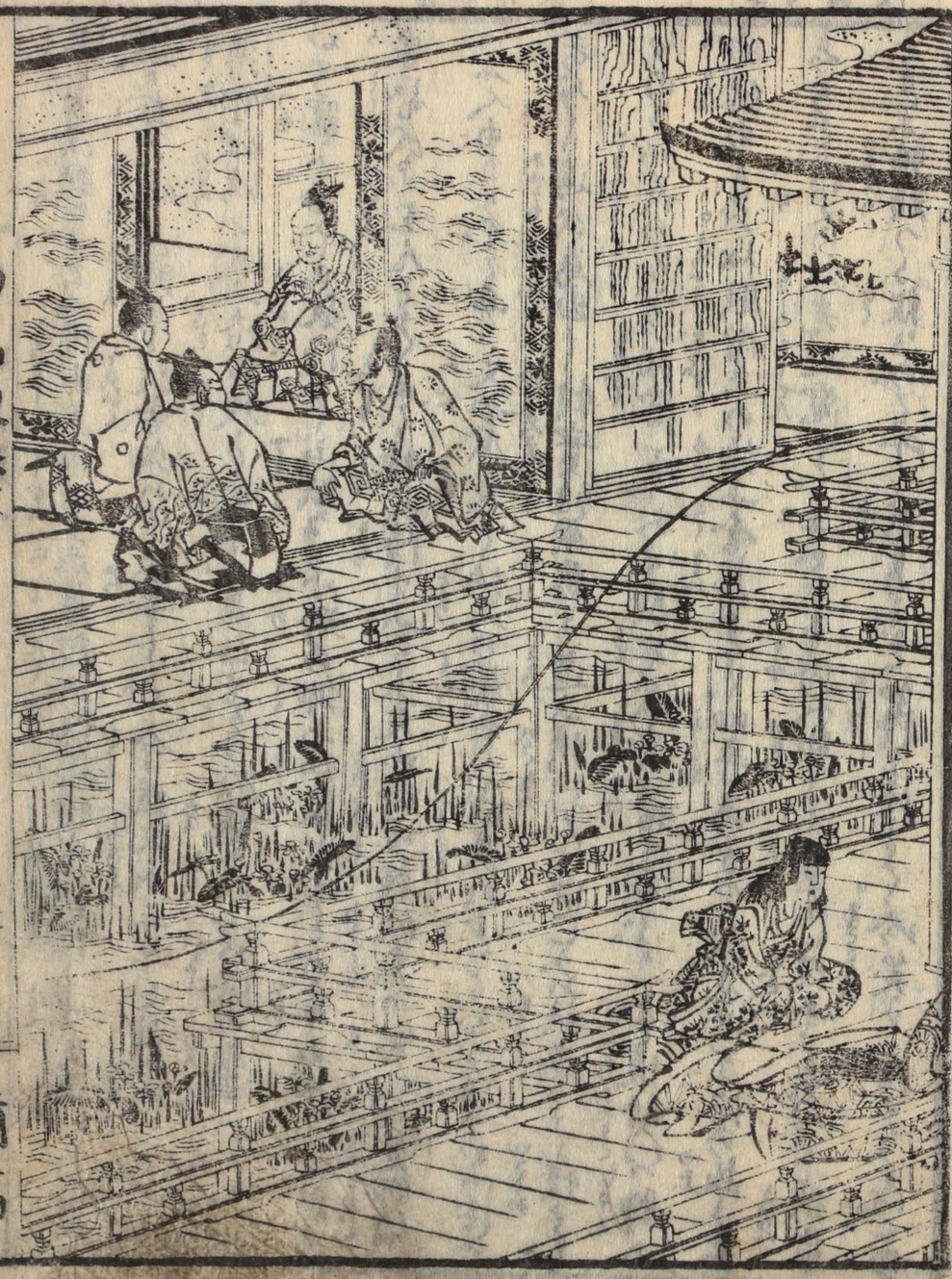

雨ふ梳り
露ふ宿る
逆旅の艱苦ふ[illegible]
類書[illegible]

小野
山城国[illegible]郡の山州名跡志ふ載せ勧修寺の東一町余[illegible]

逐電
東鑑太平記ふ[illegible]
本朝の俗語逃亡の義ふ

王の方ふ諫こ[illegible]ら。情由ふ将軍宗尊親王執権時宗朝臣ふ[illegible]げて実雄以下[illegible]ふ[illegible]従者ふ[illegible]と寒[illegible]。今茲文永三年七月の中旬ふ王の方薄雲[illegible]ふ洛ふ投く出[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ

屠ところの名く男房あり。ゆゑじて宮嬢の称をとる

高野山紀州伊都郡に属す

らは。こまくるのをゆくしいかやうふおもうとめまて。御帰京の後もなほ押籠らるて
やうく〳〵ぶ山鬱憤ふ堪すらるど。文永十年の七月ふ出歳三十三ほ〻〻夢ぐ
さるゆ又松殿僧正良基い高野山へ道登らとうどもら頼ら人めら。終ふ
食ふ断く死らるもとちん。さらも二郎左師門いるめちぐら秋田城介泰盛ふ
就く。執柄時宗ふやるい今度将軍家御隠謀のるふ必ずあげゆひしい。
天下の為ふ存ぐるのをはしく。自己の義理他人の誹ふうるぐ〻す忠ふ
憐ぐらぐ。この恩賞ふ伯父の秋光ぐ所領ふやあづるる。秋光ぐ家子實稚ら廿歳
ふもらんとろふいう〳〵與ゆぐこの旨ふ執〻すらとう〳〵とくこと
〳〵やふやるる時宗朝臣い彼ぐ便佞らるふまるすらわぐるめやるまろ恵あく

両六波羅

秋光愛宗ふ属せ比企藤家の親族二人は然ふ在りゆ或ふと称く用て南方北方と称ぐ両六波羅とれん

義あるる。恩賞いたふやるるべ〻とそ。小野山将秋光の舊領播磨國多可郡ふ
一圓ふ宛行ふといそぐ上洛ら〻〻両六波羅と申談く。彼地ふも反逆の徒

鞭を鳴らして師門都へ到る

少領 和名抄云郡の部の部下少領とりゝ和名

あらんに穿鑿に遂べきことに成命ぜられたるのち多奇少領の主人師門い欣然として鏹倉に費足を久後いぐちらど。伎倆時に稱ひく。人の耳目に驚せり。

門の笑栗

ゆくゆくに移て磯江松主あがりの公に忽地徒のとりとりく。實稚薄雪ひゝ世に出のふべこゝろ志ある家隷もこと成ぐど。

わのがふぐふるくゆに又利に謀ゝ義に忘ゝ徒に縁に徹りく師門に奉公せんに成ぐ所門兄弟のり合の小野の舊臣に祿影ゝらせくこゝに招こゝ玉の方へ使者にくく親子ゝる家に水のゝ養ひ進らせんくいと叮嚀に玉の方も薄雪姫も彼が幼の道ゝに憎くゝに應りくゝ

清水寺 山城國愛宕郡にあり本尊山又は北の觀音寺と号す

ゝくに小野の郷に二年ゝ所領にくゝ家隷ゝる離散分に隨ふりのくゝに磯江松主ゝ妹に埴しゝ信に冊ゝ家に次第に荒ゝり又人の往来も藝ゝ往ゝ清水寺の門前に餅に賣く生活とする。孫十郎ゝ松主が乳母の子ゝ彼乳母に往つ年ゝ其家に貧くゝ富人に勝くく。孫十郎舊好に松主が主君の供しく深草に常に坊ゝ行ゝ月に稱ふぐ往のゝ幼ゝ彼が家に尋ゆくに孫十郎。ゝ布に居しく。奥に處に請く。互に寒暖に述ゝ松主に居に小野に主君の故郷ゝ今宴しくゝに。

垣内　山別名勝志に曰ク国の方言に境内と垣内とをいふ

この所の初張の清水寺の寺わらに方丈どころ上藤のあるそ

彼処に住せるに、いろいろに世の栄えも影護し。そのくさの志らざる所山里に移しかはらをべうもつて隠家もあらばあらせまほしとのみいろんなくなりといふ。孫十郎ぞくしきびしく尋思しこの中遠く求めまふに及んでこの清水寺の南垣内に志らべき賣家あり。背に音羽山に近く。面に木ぐら隙なく世にためしのびうに究竟の地なり。何ごとか家に数十歩にして出でしくこころづかひ便りあり。住せるにんとうらべ某に計らいんとて（松主うけひく。その日子なり定めさく。さくに野に立つるくに。玉の方に備由を告ぐ。五七日のうち件の家に移し進らせる。志に実雅に世につとめ賤しうるもの幼なきうち野人に異ならねば玉の方もいと気疎くへりがとそれど義理のうちに明白にいひ懇ごとくに。風諫をうべ実雅に只うるさがるみ

笑くに却くまでに恨。それは已が隨に拳止に。松主いとく諫くこの志に勵さんと致すに。実雅いとく用ふべき。彼師門がうど年紀二十に及ぶに所領に乏しんとに。実言ごとにのみ密やかに其家に到りてうちくに相語へり。師門そに物のとぶらの待遇に困らずいろくの引出のしく。只顧こ。

ふふどもくに二ることくに欲く。他のうく睦に参らう。玉の方の気色に見くいと浅ましくなりぬ。松主にに実雅に論しまふやう。師門に元来しらぬくふるく。時ふも又放さと又四年あるうち庇に寄くる。松殿僧正に罪うにしく。案利に縁りたるうにとくに在にぶにに彼がつふにそらぬのにしく。親にまふふ。究くにしるちん師門誠に伯父の家に勢ぐとにつ。四月が廿歳にうるの底候にしも及らぬ身にくくも申請直に家に嗣にべきにふるうしくにのとそれに押領

假ふ信しきく管待い家の系圖ふ奪んが爲ぃ又薄雪と娶らん爲ぃこの
二ぅの外ぃ出べきうもこそづくら曉くふく彼が奸計の弼ふ係りうまひそと
宜つで。松主も又道理ふ渴し。諫言數刻ふ及びし　猶ふ實稚ぃ塵のこ捨て
くいくらびくふ立ちくほくと気色うふ玉の方ぃ人まひく。殿の
在くく教すで賢く生たちすべきふ人ぃ氏ぅう育ぎといぃせんとすの
悲くく出まひくくうと二年あまう。ぃとや世ふうと夫うらびたるう
るもあらんふきどくくらふ有明の月ぃ西とも詠とど雲の往方のくぎう
うらぐ。風の便のあうるくふ野ふうるを徒ふ筑の鳥の音ふ鳴のを
うひうくうりのぃ女子ぇうる數うふ世の報うるぐうらば悔く
かつうぬとうぐうら。母ぐ父ふ憂わども。ろひうくまひうば善ふ奬くく君ふも
揭家況も與くくまひくく。世ふ憎きくぃ後世どと賢、人も考ひし却く。書

又毎ふ鈍ぎしゃ四月の初日まうら。面と思うて諫うれくいうぬい仇とうう
ふうるとうれ口說て泣すべことふ伴くく薄雪姫も思ひ歎ふ習うぐる。
生垣もうりふ赤のびうわく。赤ぃ頭ふ接ぶも松主も濟くうくくうまぐしも
殿のぃ往方ふ索まうんくしぃ謙くうまぐくふあうねど妹生垣ぃ一人ふ
おうせうふく。久くく遠ぐうまうらせんとの胸ふ思うふ默止くいうひし。
稚君も今ぃ十七歳ふうるまくぃ某ぃ供つうるぐ。五畿七道。遠く嶼幽く
谷木の挾間草の中まぐも素ぃぐうのく。やぐく達せ進らとし幸習ぃ
途首まぐふ吉日ぃこの曉ふ旅ぐうるんぃ。俄頃ふ孫十郎
ふもく情由ふ拙ぐう。玉の方薄雪姫のうふ。叮嚀ふうのくぐ嫁の
用意ふいくくうる。玉の方も薄雪姫も。倘ふ將のぃ往方ふうるもあらん
みぃいとうにくうべきふうびせども。又ひや二人ふ別とんが悲くとくうち

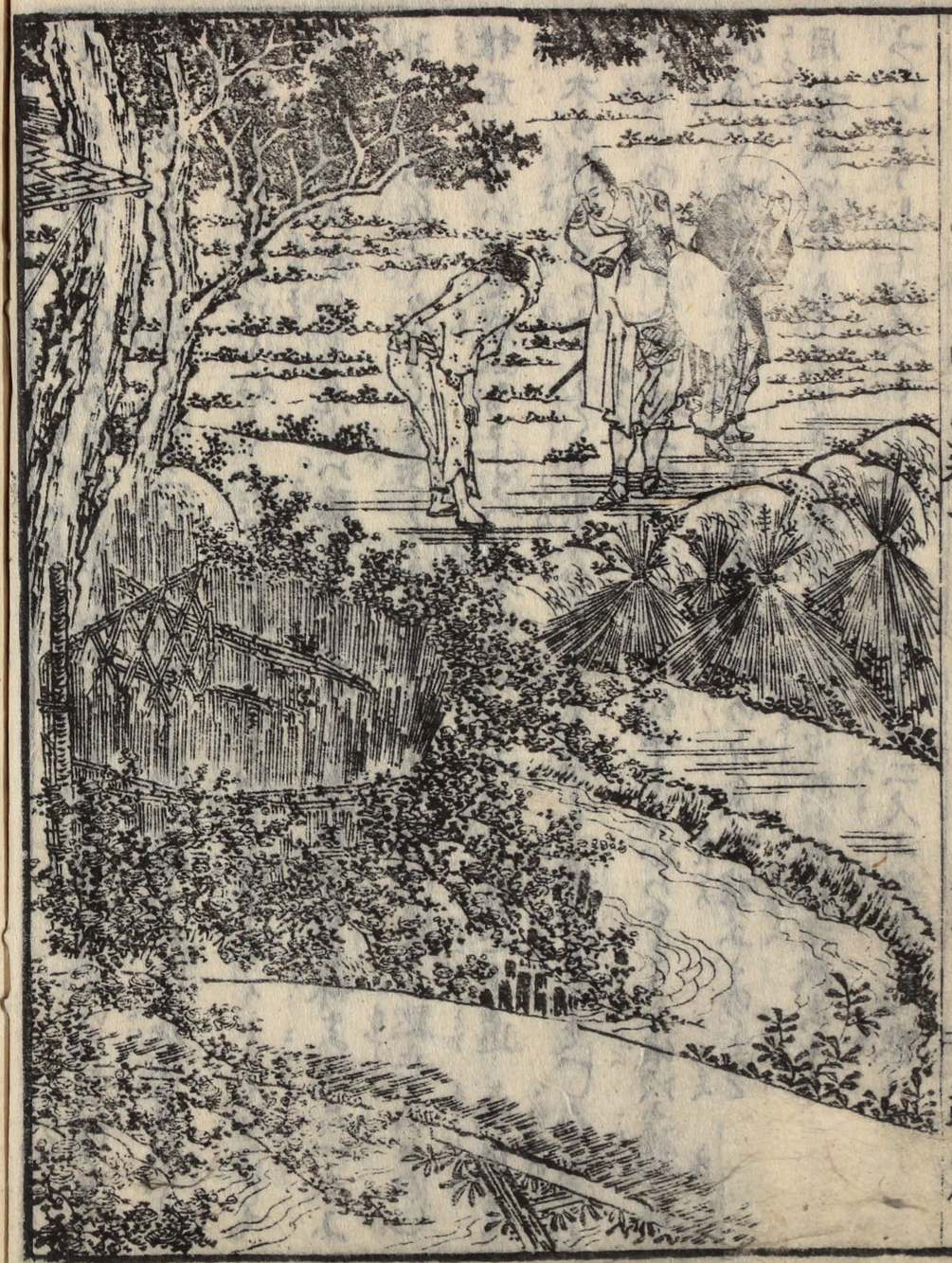

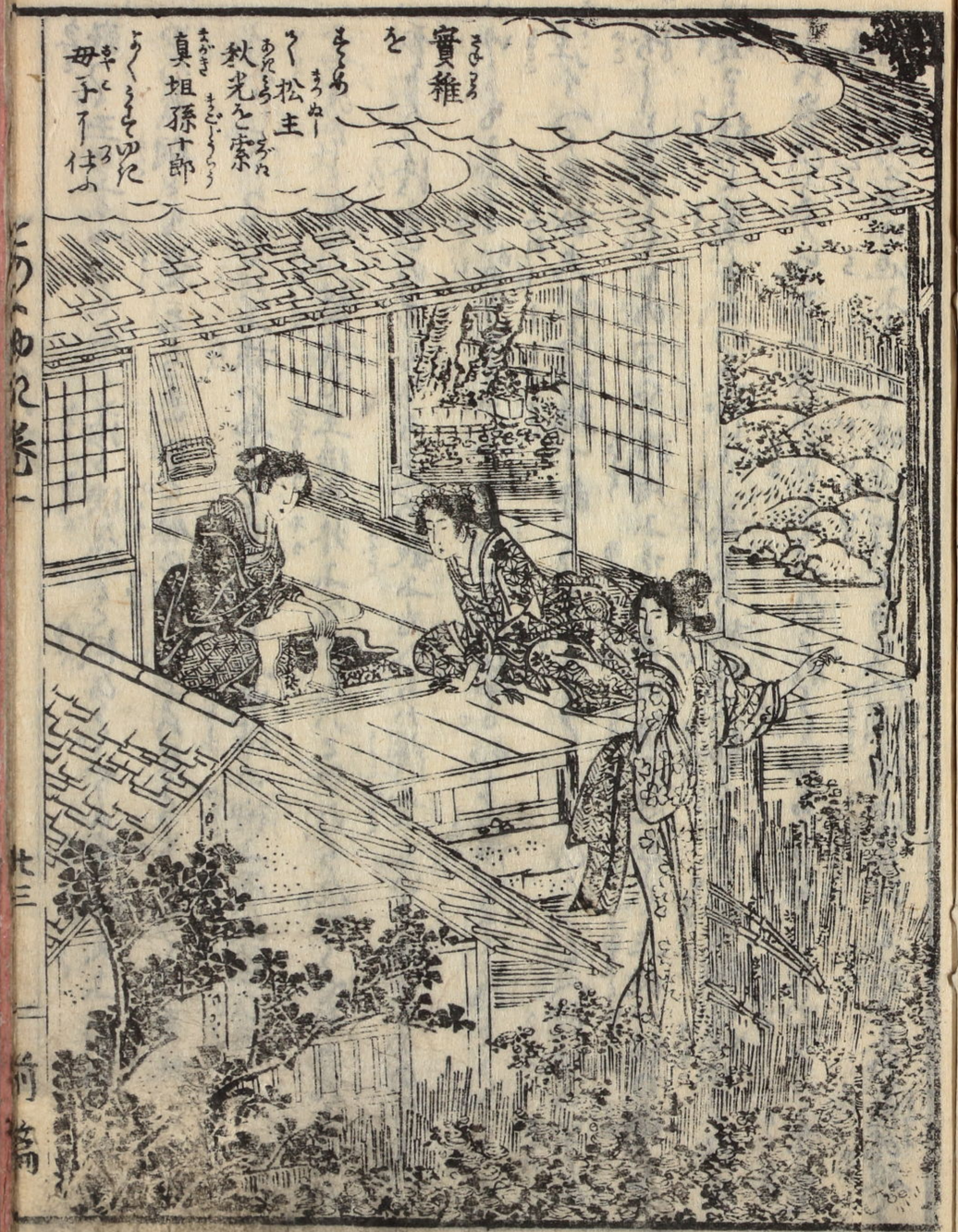
實雅を
松主
秋光と索
真坦孫十郎
母子十住

雁の初ふる濱の春氏が故事

八声の鶏

一ぢんとうく八声に初めそ
ゆくとのふ八と初ふる
ゆうせう

歎て。王の方やとうとう落る涙ぞうそ袖ひく。やよ實椎。又ふあひのちんハ。
いつぬ期とも量ちらとねど。雁の翅ふうろ白くもとりくハ音絶ぬ空せ
ゆくはしさらぐくぶふ旅いあるとりのうろふ曲浦の柳ふ雨ぬ愁ひ遠寺の鐘ふ
宿ぬ月しるる。同慰んも主徒の外ふ。ハとやわらん。かくやわらんとろひ
わろく。終ふこの月もろくく人の数ふも入ぶ薄雪もいでゝとのうるぶし
ゆくもぶ子留うもぶ子のうくとろひ。ぶで苦しうる落とくこうと
注まくうぬ。松主いち埴孫十郎とうりふさもくふのひこーらく貯禄の半ぬ
ぶーとぶくく。その一つと路用ふ充八声の鶏ふ起出くく主徒一椀の粥と
啜て杖ふ竿ふといぶじく萬里の旅路ふ赴くふど。實雅ハ怪有とぶり
ふいふのひうぶら。ぶとぶふ不ぶもいひわくく。ひうぶも立出う。原是
洛ハ鬱花の地ふしく。妓売軒とうらくく酒楼宿ぬつうわくく産ぬ破う

少年業を志うく酔翁ぶうらぶ。ふ深易ハ若人のうらひうう。ふ實雅を
この地ふ在ぶというの約もうのづうう改ぶうんくく。松主くいぶうくく遠く、
旅ぐーぶうるうん。こふ又小野小將秋光の采地うりう。丹波國氷上郡。奥
小野尻。樵部。小畑。西谷。四箇郷の村長ふ。栗門佐太夫といふものあり。
この処いとぐく山里ふく。西の方小野尻巓を越ぶ。播磨の牧野ハ出
又篠ヶ峯を越ぶハ同國清水村（出づるいち丹波播磨両國の
封彊ううとりく。件の四箇郷秋光朝臣の所領ふ属う。又彼佐太夫ぬ
門方ふ。ちうう栗の樹あり。うくく里人も口順ふ。栗門の翁と稱しつうの
妻ハ近曽月ちうくく一子佐二郎といふりの既ふ廿餘歳ふるうしうハ。
嫁とぐあとくくもりのあるとうぶ。ど佐太夫ことと兼引ど。ちはど國う。
坂尻といふ処うう。朝坂といふ孀婦とむくく。ものぐ後妻とぶう。元来

尻

小野尻の東うくく
北上郡うう
うう中央ふ
川ぬ
と稱ふ佐治
川の中後の
巷ふ尺ぶう

立野 播州揖西郡

佐太夫は邊鄙の人と成て。戈淺く足らぬ妻を娶て子加せ
ぶ。こうつるを。まうるを朝坂は荒淫にて邪智ふく。坂尻のあるじ。
渋九郎といふ密夫あり。こは出身くうらぐる悪徒なり。朝坂の年も
遥ふ劣ゝ。おのれを甥なりと偽りて。少年者の奴隷のごとくふ
して養おき。あのびくふ詐ひうのむとのこども。佐太夫いさんくこと
暁らど。朝坂は常ふ言と設く夫とうとぜ継子佐二郎と愛慈ひ
おりちはもあるを下ぐろ。渋九郎ふ家を嗣く。佐太夫ぐうと後ふい。
却のぐ隨ふ世を狂んとおりひてうく。あうを佐二郎大なるあるをうと
あらぐせしうを。越度ふ逐出しく後ゆくとべりをと密ふうめ
行とうぐひうる。ひの底こを怕くを。佐二郎はりくうもあらどして其
次の年の春公務の為ふ父ふうらうく播磨の立野ふ赴くを秋の末を

播津 郡のうちに海船の駆るところ北なり

彼地ふ逗留あくを。役ふ名所付うく偏歴ひ路の宿ふ不圖室の花紅女
汀井といふ契をうらひ路の数をうく。相ゝ小私繋をうる
ゝちの。水のうをとぐうふを文月のをゝ汀井が年季充て妓院を
出くを時ふもうを縁うう妻ふをん夫と齋を狂うんと誓うるを。
あをぶこの時ふそうの情をとく濃く且花紅女のうをひをく。絶く
便もうをを月あるふ佐二郎もひん言の業の空ゝうをとを加さく。
うひ辨ゝうをあうねぐまづ旅宿へ携うう。ゝを動定をぶ既ゝ
五六十金と費しうこふをうるを過ゝうを悔ゝりふ汀井ゆ乳色
孕ゝ生平をうを容ふをゆうふぐいて棄ゝふをのびくく公務うし
果るふ尽く。彼女子と別く丹波へうう。をとぶ友人の家ふ志の心せ
おくを。のくとりくをうる父母ふ縁由といのせうを。朝坂をを知て。

懐胎しくるを

朝坂は激せられく
佐太夫まるで
乞子を逐ふ
ひと人これを信治小
きみ佐二郎汀井
をれく洛へ帰る

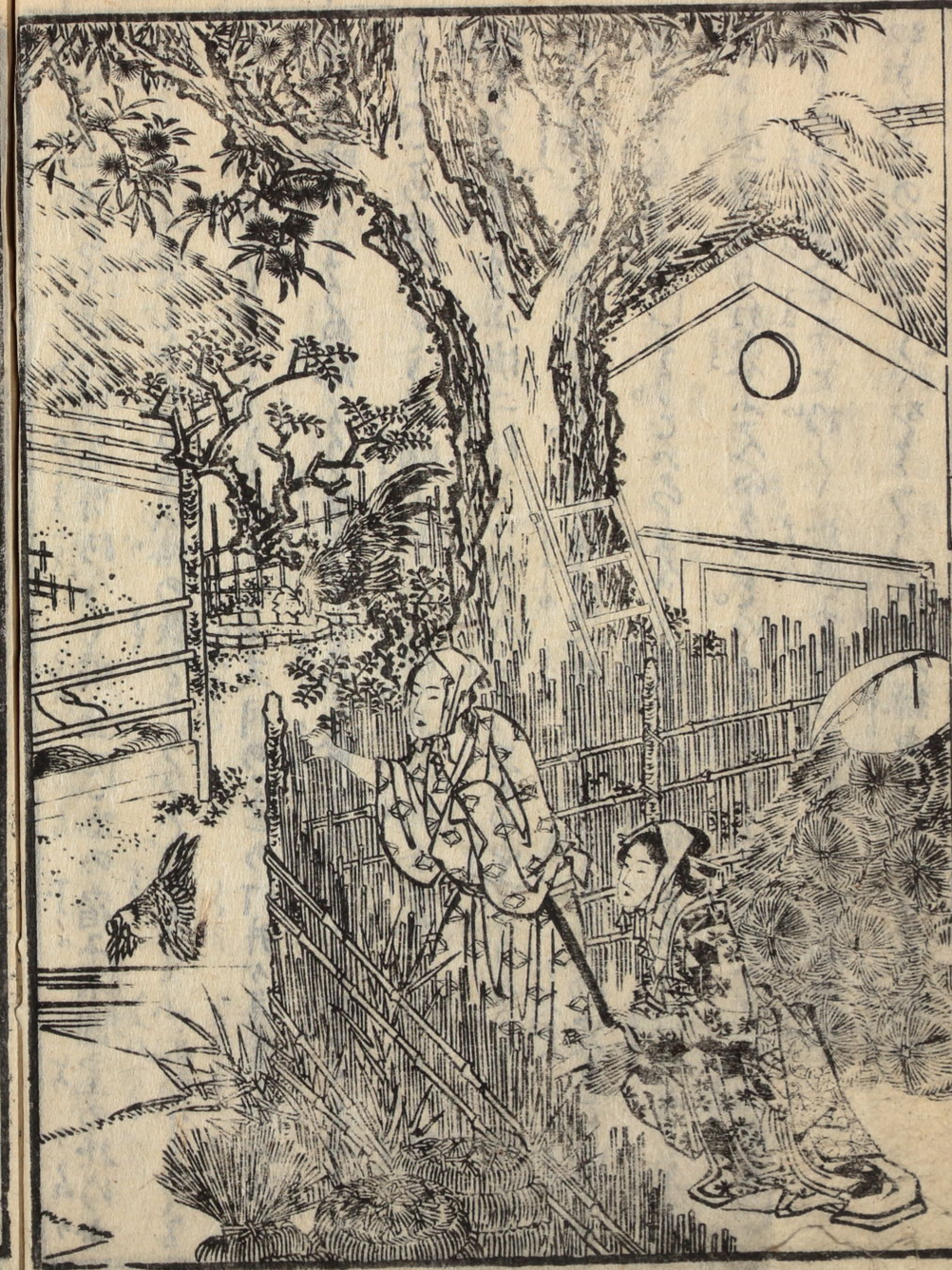

注二 過度母の譏ることわざ〳〵く又の呵責をうけ給ふ

六十金を赤此ごの長者くいんく

寄義の箱の見識こゝにてうかゞし

こゝかゝる出来のと密かに欲びさゝめき、讒言こゝ頻に夫と怒らるれば佐太夫怒地父子の恩愛とうつゝなどゞ佐二郎と勘當〳〵丹波に足めむるまを許さゞ里へ帰ゆくいと苦しくうひ彼が居の倍詰てさもぐよ賓日ゞ佐太夫頭を左右に振く。おの〳〵ものひ〳〵彼既に数十金と失ひしことでもゞ子なるゞこと平と責らんとく領主に訴ることもせゞ只逐出せるのこゝるいる母親の慈なると世に貴きこと黄金にまさるものなし。彼六十金に如此この足と加へく。如此この用と浮ゞ。七十金とゝう乃至八十金百金にもうるものと。丞下に遣捨ゝる愚さゝ〳〵件の金ゞぶに〳〵納るゞ。訪當と許ゞしさゝ〳〵いつまゞもゞ子にあらゞ者奴にかゝらひく隙費。山田の晩稲鹿に食ゞまひしいとゝかゝに裏人もふたゞびいゞを言語ゝ。奇〳〵ゝと退く佐二郎に佐太夫がいひし

ゝと物ゞゝ。〳〵一身の才学とゝく。金とゝのゝ。その時あるゝ倍賠ゝ〳〵ゝ佐二郎も父の怒ゝ理なゞ。いゝく身の過と悔のゝ更にとゞゝ。汀井いゝゝ身にあるに父の石奥ゝと憂ゝ。縱添ゝるゝもいゞく楽〳〵ゝ行るゞゝ。過世の悪縁にゝ。熟に有身ゞゞ別〳〵に難〳〵教ちも去ゝ。かゝるゝく後いあひ人ゞる。昔ゝ〳〵ゝ泣ゝゝ。さゝあるゞゝあらねば佐二郎に已ゝと泣ゝゝゞ。汀井と〳〵〳〵故郷と立出。顧べゝゝ人いるゞゞ世ゝゝ便ゝゝんゝく。洛と捨ゝく赴ゝぬゝ。前の領主秋光朝臣のゞ鎌倉に在〳〵る文應元年のゝゝゝゝゝゞ。次の日に至ゝく。佐太夫が怒氣やゝ〳〵消ゝゝゝ。ゝゝゝゝゞ一齢六十に及ゞゞ子ゝいゝのゝ。佐二郎が外にあらゞゞ彼公勢にゝゝ。陸國に到ゞゝ。影の賊と失ゝ〳〵。程なく女と携ゝるゝの過小〳〵のるに

あらぢど。ちうあはて彼女懐胎ふるとゆゆゆと忽地ふ逐放さと。逐ふ路頭
ふ呻吟て。安らうふ産ぶとい。ふ公一ツのり〳〵孫と嫁とと殺ととく六十金ハ
失ふともなを得ふもあるべはと子と孫と喪んふとく〳〵得ふもあり。
ぢらと彼ちうらど播磨ふう遠くいゆじとおぼゆふぢらいんふれく
別ふてらんぢとやもあらんと深念〳〵。ぢふ程と妻の朝坂ふ語ちて。
いとしく老の母の焦燥く。人とも倶せと只一人播磨路とちく追
ゆきとろさく結朝里人ふ三ちう四ちう薪と樵らんとく小野尻嶺と
篠ゲ峯の間なる深山遣ふとけ入ふひもうけと佐太夫ハ仆と居ち
と人く大ふ驚ちうみ立ちうく。やどら引起ちんとまるふあやしきうる
佐太夫ハちうる蛇ふ膜と咬裂と蛇ハ破ちる入〳〵く背ふ頭とさ〳〵出ちるうら。
ちうとりふ死〳〵くあはとやもく〳〵ちうぢうら一人ちの家ふ走るゆきて。如此

如此のまわちと告ふ朝坂ハ鍋釜のうれも去ぢと声と揚くいて〳〵うちるうと。
ちうふうぢ夫ハ佐二郎と追留んとくいとしく立出ひい。背門の棟ふ暮ちうり
く未ぢうちうるとぶ暮めるふ輙く山と越ちうんとおひつるふうひうと毒虫ふ
出あひく。命ちうとすんとふ親ハ不孝ちる子ともうるいと惜ちく老の足の
たどり〳〵ちと厭ちど。夫ち高峯と越んとく非命の死と逐ちうる子ハ
ちうわるもちとおふど色ふ耽り酒と嗜。偽り白拍子の女ふ影の賊と夫ふ。
追出さと〳〵と幸ふ迹とも人せぢ出去ちる志のかくぢう。異ちうとおふハ
ちうとちくも憎ちれのハ佐二郎と痛ちうる〳〵佐太夫ぢのとく。戒ハ罵ち戒ハ歎き
ぢく〳〵波丸郎とゆく縁曲とちらせ。ちうとりふ彼山ふ走りゆちく〳〵ちくく
佐太夫ぢ屍と打りく〳〵ちう。逐ふ一朶の煙とほて。一片の石ふむほと法号のとと
ぢちうう。ちう朝坂ハ佐二郎ぢ往方も去とぢ。別ふ家と嗣ちぢと子もちうれハ

播磨越の山中ハ
佐太夫枉死をあさ
坂深々をおく
そのところへ来

とく。渋九郎と佐太夫が死後の養子とし。舊のごく四ケ郷の長となん申わたせりる。
このあろ心あるものい佐太夫が横死と怪こと全く朝坂と渋九郎が好計なる。
密ふ彼山こく佐太夫と刺殺し。人の疑ひと避んとふこの痕ロふ蛇ふ
引入とおさたとしてみがしり蛇のおのづら突裂んふい腹こう背へ
出ら勢ひりくりろるふ死ろとやあるいと石害くふひうぐら梵と
認こと。明白ふいうど。にのの山ろうんこの門の栗の樹へ
渋皮のひげふ虫りくこうえく爺ち栗の美の憎さよ
かく詠く著こう。今も丹波の爺ち栗とふいうこの縁故。嗚呼天理
報こたり。人とりくこといつむ果く里人が精出しくろらぶ。彼
二人が絡る処推て言ひ。ふ後の春ふ詩ふとび姑くこに記さび
この。ゆえ前編春の一とり